

「インフラゼロカーボン試行工事」実施要領

1 目的

この要領は、土木部が発注する工事において、旭川市が行ったゼロカーボンシティ旭川の趣旨に基づき、ゼロカーボンに資する取組を試行として行う工事（以下「インフラゼロカーボン試行工事」という。）を推進することにより、建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から「ゼロカーボンシティ旭川」に資する工事現場の意欲的な取組について提案を受け、取組を実施した場合は、「工事施行成績評定」で加点評価する。

なお、本試行工事において「ゼロカーボンシティ旭川」に資する取組とは、二酸化炭素の排出削減や吸収等の取組をいう。

3 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点対象とする。

- ① 工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする）
- ② 次のいずれかの取組
 - ・ 工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組
 - ・ 二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組
 - ・ 二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
- ③ 発注者が費用を計上していない取組
- ④ 他の取組などで、工事施行成績評定（創意工夫、社会性等）で重複して加点評価しない取組
- ⑤ 工事現場としての実施が確認できる取組
- ⑥ 工事現場の安全や目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

4 実施方法

- (1) 適用対象工事は、特記仕様書に「インフラゼロカーボン試行工事」であることを記載する。（別紙1）
- (2) 契約後、受注者が「インフラゼロカーボン試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。
- (3) 工事監督員（総括監督員）は、(2)の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、結果を受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。
- (4) 受注者は、(3)で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」（別紙2）を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。
- (6) 総括監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等（地域への貢献等）」の該当評価項目を加点評価（1点）する。

なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は(3)の提案がない場合には、加点評価は行わない。(減点は行わない。)

- (7) 取組の実施、不実施はあくまでも受注者の選択とし、実施しないことによる不利益等は発生しないものとする。
- (8) 本試行に係る費用については原則請負人負担によるものとする。

5 その他

- (1) この要領は、旭川市土木部発注工事に適用する。

附則

- 1 この要領は、令和8年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年2月27日以降に公告される工事から適用する。

別紙 1

特記仕様書 記載例

インフラゼロカーボン試行工事の実施について

ア 工事契約後、請負人は当該工事において「インフラゼロカーボン試行工事実施要領」に基づきカーボンニュートラルに資する取組を提案し実施することができる。実施要領については、旭川市土木建設課ホームページで確認すること。

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/531/p000561.html>

イ 請負人が本取組を実施する場合は、

- (i) 要領に基づき工事監督員と協議した内容を施工計画書に記載すること。
- (ii) 請負人は、提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影すること。
- (iii) 請負人は、工事完成に先立ち工事監督員に「実施状況報告書」を提出すること。

「実施状況報告書」には(ii)で撮影した写真を添付すること。

ウ 本試行に係る費用については原則請負人負担によるものとする。

別紙2

令和 年 月 日

インフラゼロカーボン試行工事実施状況報告書

(宛先) 旭川市長

住所
請負人
氏名

工 事 名	
提案内容	
(説明)	
(添付図・写真)	

※工事監督員に提出すること。

※説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※削減量が算出できる取組は、削減量も明記すること。